

4月から

介護予防・日常生活支援総合事業が始まります

何が変わる？

① 介護予防・生活支援サービスは町の事業として実施します。

要介護認定の要支援1や2の人が利用する介護予防サービスのうち、訪問介護（ホームヘルプサービス）、通所介護（デイサービス）の2つを、全国一律に基づくものから、町独自の基準で実施する介護予防・日常生活支援総合事業での訪問型サービス・通所型サービスへ移行します。
※町では、これまでと同様の基準でサービスを開始します。

② サービス利用に新たな方法が加わります。

介護予防・日常生活支援総合事業の訪問型サービス・通所型サービスは、これまで通りに要支援1・2の認定を受ける方法のほか、基本チェックリストを受けて、「介護予防・生活支援サービス事業対象者」と決定されることでも利用

が可能となります。

（地域包括支援センター職員によるサービス利用のためのプラン作成は必要です）。

※訪問型サービス・通所型サービス以外の通所リハビリ、訪問看護、福祉用具のレンタル、ショートステイなどを利用するには、要介護（要支援）認定を受けることが必要です。

※要介護認定の要介護1から5の人の、介護保険サービス利用方法は従来と変わりません。

高齢者の生活を支える

地域づくりのために

介護予防・日常生活支援総合事業は、団塊の世代の皆さんが75歳を迎える2025年に向けて、高齢者の生活を支えるサービスや介護予防の活動を充実させていく取り組みです。今後は、介護サービス事業所によるサービスに加え、多様な担い手（NPO・住民など）によるサービスづくりを行うなど、高齢者の皆さんが安心して生活できる地域づくりを目指していきます。

○問合せ 町地域包括支援センター

☎1607

サービスの利用の流れ

新しい総合事業

